

奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム 構築・運用保守業務委託 仕様書

1. 業務名

奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム構築・運用保守業務委託

2. 業務目的

奈良県よろず支援拠点の創業セミナーにおける e ラーニングシステムのリニューアルにあたり、コーディネーターの負担軽減やこれまでの諸課題を克服するための機能を追加したシステムを構築し、創業セミナーの円滑な運用を図るため。

3. 契約期間

システム構築業務：契約締結日から令和8年12月28日まで

運用保守業務：導入から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

- (1) 奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム構築業務
- (2) 奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム運用保守業務

5. 委託内容

委託業務に含まれる内容は、以下の要件のとおりとする。なお、構築に着手する前に、現行システムの外部仕様およびセミナー受講の流れを理解すること。

1 機能要件

(1) 現行システム機能の踏襲

- ・現行システム同様、PC・スマホ・タブレット対応のクラウド型 e ラーニングシステムを構築すること。

なお、現行システム内容については、原則一般非公開としているため、別紙「公募型企画提案 説明書」の8手続き等の(1)エに記載する参加申込書を提出した者に対し、別途、詳細資料を公開する。

- ・外部仕様（受講サイトのページ構成や機能）は原則として現行システムを踏襲すること。但し画面のイメージやデザインなど完全な踏襲が困難なものがあるときは、委託者に事前の承諾を得ること。
- ・小テストの履歴データ（受験者名、受験日時、得点、各問の解答と正誤）を保存し、講師が確認できること。

(2) ログイン管理機能の追加

- ・利用者(受講者と講師)毎にアカウント(メールアドレス/パスワード等)でログインする機能を追加すること。また、ログイン履歴をログ等で追跡可能にすること。
- ・利用者がパスワードを変更できること、また利用者がパスワードを忘れてしまったときの対応(パスワード初期化等)ができること。
- ・管理者がアカウントに有効期限を設定でき、期限超過時はログイン不可とすること。

(3) ファイル授受機能の追加

- ・システム内で受講者と講師が、個人ワークシートや便利シートのファイル授受(アップロード/ダウンロード)ができる機能を追加すること。
- ・受講者と講師の間で、個人ワークシートや便利シートがアップロードされたときは、相手方にその事実をメールで知らせる機能を追加すること。
- ・授受した全てのファイルは、受講者毎に全て保存・管理すること。
- ・受講者の個人ワークシートや小テストの結果が他の受講者に見えないこと。
- ・講師は、担任であるか否かに関わらず、全ての受講者の個人ワークシートや小テストの結果が見られること。
- ・講師が受講者の個人ワークシートや小テストの結果を確認するとき、他の受講者のものと間違えることなく検索・選択・授受ができるユーザービリティを備えること。

(4) 受講順序制御機能の追加

- ・受講開始時は第1科目の動画視聴、個人ワークシート、小テストを受講可能とする。第1科目の小テスト合格(10点満点のうち7点以上)を条件として第2科目が受講可能となるように制御すること。同様に、第2科目の小テスト合格を条件として第3科目、第3科目の小テスト合格を条件として第4科目を受講可能とすること。
- ・科目内での動画視聴、ワークシート記入、小テストの受講順序制御は不要とする。

(5) その他

- ・受講者と講師のコミュニケーションツール、進捗状況の確認、統計レポートなどの便利な標準機能があれば提案すること。但し契約金額が著しく増加する場合を除く。

2 非機能要件

(1) システム構築

- ・受託者が提供するクラウドサービスが、「ISMAP クラウドサービスリスト」に登録されていること。

※「ISMAP 登録制度」: 日本政府の定める厳しい情報セキュリティ基準を満たしていることを公的に評価・認定して登録する制度のこと

- ・構築に必要な学習コンテンツ（PowerPoint および PDF 等）は、委託者が提供したものをシステムに反映すること。
- ・システムの操作マニュアル（管理者向けと利用者向け）を作成し納品すること。
- ・現行システムで受講中または受講済みの受講者データの引継ぎは不要とする。

（２）性能・信頼性

- ・レスポンスタイムは現行システムと同様に、一般的な WEB システムとして、通常の利用を想定した範囲内で支障なく利用できること。
- ・ユーザー数は受講者 800 人/年、講師 30 人を想定すること。
- ・システム障害発生時は、受託者がバックアップからリストアして復旧させること。

（３）セキュリティ

- ・コンピュータウイルスや不正アクセスなどの脅威を防御するため、マルウェア対策、修正プログラム最新状態の維持、パスワード強化などのセキュリティ対策を講じること。

（４）補足的業務

その他、システムを構築・保守する中で、２ 業務目的を達するために、最小限必要と認める作業項目が生じた際は、双方で協議の上、付加的にその対応を行うこと。

３ 運用保守要件

（１）システム運用

- ・24 時間 365 日利用可能とすること。但しメンテナンス等でシステム停止が必要なときは、深夜に最低限の停止時間に留め、委託者および利用者へ事前に告知すること。
- ・1 日 1 回、受講データのバックアップを取得すること。
- ・随時、委託者からのシステム利用に関する問い合わせに対応できること。
- ・月 1 回程度、委託者から運用保守に関する状況報告の求めがあったときは対応すること。

（２）コンテンツ等の修正

- ・運用保守開始から契約期間満了までに、全ての動画について委託者が提供する PowerPoint データを元に、受託者が音声（AI 等の電子音声で可）を付与した動画を生成し、システムに反映すること。
- ・台本（動画の音声を文字化したもの）がない学習動画については、動画音声からの文字起こしを行うこと。文字起こししたテキストを委託者へ提供し、修正変更の要否を確認後、音声および動画を再生成すること。

- ・年2回程度、コンテンツの軽微な修正に対応すること。修正方法は下表のとおり。

修正対象	修正方法
動画	委託者が提供する各種データに音声(AI等の電子音声で可)を付与し、動画を生成してシステムに反映する。
教科書	委託者が提供する各種データをシステムに反映する。
個人ワークシート・便利シート	委託者が提供する各種データをシステムに反映する。
小テスト	委託者が提供する各種データの内容どおりにシステムに反映する。
手続き資料等	委託者が提供する各種データをシステムに反映する。
画面イメージ・レイアウト	委託者と協議のうえ決定した内容を反映する。
お知らせ表示欄	委託者と協議のうえ決定した内容を反映する。緊急の場合は委託者側でも反映可能とする。

(3) 全体スケジュール

項目	2026年9月	10月	11月	12月	2027年 1月以降
システム構築					
受入テスト					
操作説明					
運用保守開始					

6. 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センターに提出すること。

7. 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ委託者と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。

- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先）、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約（予定）金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。また、再委託に該当するか否かについて疑義がある場合には、事前に委託者に確認すること。

8. 報告書の作成及び提出

- (1) 業務完了報告について
委託業務完了後、完了した日から起算して14日を経過した日又は契約期間の終了の日までのいずれかの早い日までに、「業務完了報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (2) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

9. 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密情報（受講者や委託者に関する一切の情報）について、業務以外の目的で使用または複製はしないこと、および委託者の許可なく、第三者へ開示または漏洩しないこと。また業務が終了したとき、秘密情報は第三者が復元できない確実な方法で廃棄または消去し、委託者の求めがあるときは、廃棄または消去が完了したことを証する書面を提出すること。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、(別紙2)「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

10. 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に委託者が行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき委託者が必要と認めるときはこの限りではない。

11. 暴力団排除に係る解除

委託者は、受託者が別紙の(別紙3)【暴力団排除に係る解除について】のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

1 2. 著作権の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果品は、委託者が二次使用できるものとする。
- (3) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

1 3. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、実施内容や実施時期等について、委託者と十分に協議の上進めるとともに、その他関係法令を順守すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者との間で協議のうえ決定すること。

(別紙 1-①)

【見 積 書 記 載 例】

令和 年 月 日

公益財団法人 奈良県地域産業振興センター理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



【e ラーニングシステム構築業務】

金 3,190,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

委託業務名：

「奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム構築・運用保守業務委託」

下記の通り見積します。

【 内 訳 】

項 目	数量	単位 (人日、回等)	単価	金額(円)	備 考
【e ラーニングシステム構築業務】					
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
小計				〇〇	
消費税 (10%)				〇〇	
委託費 合計				〇〇	

(別紙 1-②)

【見 積 書 記 載 例】

令和 年 月 日

公益財団法人 奈良県地域産業振興センター理事長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



【運用保守業務】

金 633,600 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

委託業務名：

「奈良県よろず支援拠点創業セミナーe ラーニングシステム構築・運用保守業務委託」

下記の通り見積します。

【内訳】

項 目	数量	単位 (人日、回等)	単価	金額(円)	備 考
【運用保守業務】					
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
〇〇				〇〇	
小計				〇〇	
消費税 (10%)				〇〇	
委託費 合計				〇〇	

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第 9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第 10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第 11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第 12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙3)

暴力団排除に係る解除について

委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。